

長門市スポーツ合宿奨励金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、一般社団法人長門市観光コンベンション協会が長門市スポーツ合宿奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) スポーツ団体

スポーツ競技団体をいい、当該団体の構成員には、選手（補欠を含む。）、顧問、部長、監督、コーチ、マネージャー等を含むものとする。

(2) 対象施設

長門市俵山多目的交流広場及びながと総合体育館をいう。

(3) 宿泊施設

長門市内の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業を営む施設をいう。

(4) 合宿

学校、実業団、クラブ等に所属するスポーツ団体が対象施設において、スポーツ技術向上を目的に練習または研修を行うことをいう。

(5) 対象競技

長門市俵山多目的交流広場を使用する場合の対象競技は、ラグビー・アメリカンフットボール・サッカー等のフットボール系競技、または山口国体正式競技のうち屋外正式競技とする。また、ながと総合体育館を使用する場合の対象競技は、空手道等の山口国体正式競技のうち、屋内正式競技とする。ただし、それぞれの利用施設で使用が禁じられている競技については除く。

(奨励金の交付要件)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる合宿は、次に掲げる要件のすべてを満たすもののうち、会長が適当と認めたものとする。

(1) 山口県外に所在するスポーツ団体もしくは、山口県内の高校生以下が構成するスポーツ団体が長門市において対象施設を利用して、対象競技の合宿を行うこと。

(2) 長門市内の宿泊施設への宿泊数が連続 2 泊以上で、かつ延べ宿泊数が 30 泊以上であること。

(3) 長門市内の旅館業法第 2 条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業を営む施設（次に掲げる施設を除く。）に宿泊するものであること。

ア 合宿所

イ スポーツ施設に付随する宿所

ウ バンガロー

エ キャンプ場

オ その他補助金の趣旨に合致しないと認められる施設

- (4) 各種大会会議等への参加を目的としないもの。
- (5) 営利を目的とするものでないこと。
- (6) 政治的または宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (7) 公序良俗に反しないものであること。
- (8) 長門市及び長門市関係団体から補助金、助成金の交付を受けていないこと。

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、次の各号の宿泊する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) ラグビー・空手競技の合宿を行う者については、大会宿泊を除いた延べ宿泊数に 1 泊あたり 2,000 円を乗じて得た額とする。
- (2) ラグビー・空手競技以外の合宿を行う者については、大会宿泊を除いた延べ宿泊数に 1 泊あたり 1,000 円を乗じて得た額とする。

(補助金の限度額)

第 5 条 前項の規定に関わらず、奨励金の限度額を 50 万円とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を限度額とする。

- (1) 市内宿泊施設に 2 泊する場合 20 万円
- (2) 市内宿泊施設に 3 泊する場合 30 万円
- (3) 市内宿泊施設に 4 泊する場合 40 万円
- (4) 市内宿泊施設に 5 泊以上する場合 50 万円

(奨励金の交付申請)

第 6 条 奨励金の交付申請しようとする者は、あらかじめ長門市スポーツ合宿奨励金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付し、合宿を始める 15 日前までに提出しなければならない

- (1) 合宿計画書(様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号)
- (3) 合宿参加者名簿(様式第 4 号)
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第 7 条 奨励金の交付決定通知は、長門市スポーツ合宿奨励金交付決定通知書により行うものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第 8 条 奨励金の事業計画変更等の承認を受けようとする者は、長門市スポーツ合宿奨励金事業計画変更(交付・承認)申請書(様式第 5 号)により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第9条 奨励金の交付決定を受けた団体は、当該合宿の最終宿泊日から起算して30日を経過した日又は奨励金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、長門市スポーツ合宿奨励金実績報告書(様式第6号)に次の掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) 宿泊証明書(様式第9号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と定める書類

(奨励金の請求)

第10条 奨励金を受けようとするときは、長門市スポーツ合宿奨励金請求書(様式第10号)を会長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第11条 会長は、虚偽または不正な方法により奨励金の交付を受けた者に対し、奨励金の交付決定を取り消し、すでに交付した奨励金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

(一社) 長門市観光コンベンション協会
会長 様

団体名
代表者名
電話番号
印

長門市スポーツ合宿奨励金交付申請書

長門市スポーツ合宿奨励金交付要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請額 _____ 円

【関係書類】

- ・合宿計画書
- ・収支予算書
- ・合宿参加者名簿
- ・その他書類

様式第 2 号

合宿計画書

団体の名称	
実施期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日
使用する施設	
競技名	
参加予定人数	
宿泊施設名	
延べ宿泊予定人数	
合宿の目的	
合宿日程 (予定)	
長門市への交通手段・経路	

様式第 4 号

合宿参加者名簿

	氏 名	役職または学年		氏 名	役職または学年
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

様式第 5 号

平成 年 月 日

(一社) 長門市観光コンベンション協会
会長 様

団体名
代表者名 印
電話番号

長門市スポーツ合宿奨励金変更（交付・承認）申請書

平成 年 月 日付で交付決定のありました長門市スポーツ合宿奨励金について、次のとおり事業計画等を変更したいので、長門市スポーツ合宿奨励金交付要領第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 変更理由及び内容

添付書類

- 1 合宿計画書（変更）
- 2 収支予算書（変更）
- 3 その他

様式第 6 号

平成 年 月 日

(一社) 長門市観光コンベンション協会
会長 様

団体名
代表者名 印
電話番号

長門市スポーツ合宿奨励金実績報告書

平成 年 月 日付で交付決定のありました長門市スポーツ合宿奨励金について、長門市スポーツ合宿奨励金交付要領第 9 条の規定により、事業の実績を報告します。

添付書類

- 1 合宿実績書
- 2 収支決算書
- 3 宿泊証明書
- 4 その他

様式第 7 号

合宿実績書

団体の名称	
実施期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日
使用する施設	
競技名	
参加人数	
宿泊施設名	
延べ宿泊人数	
合宿の目的	
合宿日程	
長門市への交通手段・経路	

様式第9号

宿泊証明書

1 合宿等実施団体名 _____

2 宿泊者数

宿泊月日	宿泊者数
合計（延べ宿泊者数）	人

上記の内容に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

宿泊施設名 _____

所在地 _____

代表者 _____ 印

※本書に加え宿泊施設の発行する利用明細書の写しを添付してください。

様式第 10 号

平成 年 月 日

(一社) 長門市観光コンベンション協会
会長 香月 直樹 様

団体名
代表者名 印

長門市スポーツ合宿奨励金請求書

請求金額 _____ 円也

(一社) 長門市観光コンベンション協会から受ける合宿奨励金の振込口座として、下記のとおり申請します。

カ ナ							
氏 名							
住 所	(郵便番号 -) 電話番号 (- -)						
振 込 先	銀行名	銀行 金庫 組合 農協	金融機関 コード				
	支店名	本店・支店 本所・支所 出張所 代理店	店番号 コード				
	預金種別	普通・当座・納税・貯蓄・その他 ()					
	通帳名義	カ ナ					
		名義人					
口座番号							

